

日本のビール・発泡酒・新ジャンルと税

2011年

ビール酒造組合・発泡酒の税制を考える会

INDEX

| | | |
|----------|---------------------------------|----|
| 1 | 日本の酒税の歴史 | 1 |
| | 日本の酒税の変遷 | 1 |
| | ビール酒税の歴史 | 4 |
| 2 | ビール・発泡酒の定義と消費の実態 | 7 |
| | ビール・発泡酒・新ジャンルの定義 | 7 |
| | ビール・発泡酒の消費の実態 | 8 |
| 3 | ビールの税金 | 11 |
| | ビールの税金の現状 | 11 |
| | 世界のビールの税金比較 | 12 |
| | 他の酒類とビールの税金比較 | 13 |
| | ビールにかかる税金が家計に与える影響 | 14 |
| | ビール酒造組合の要望 | 15 |
| 4 | 発泡酒の税金 | 16 |
| | 発泡酒の税金の現状 | 16 |
| | 他の低アルコール飲料と発泡酒の税金比較 | 17 |
| | 発泡酒の増税が及ぼした影響 | 18 |
| | 発泡酒の税制を考える会の要望 | 19 |
| 5 | 新ジャンル商品の税金 | 20 |
| | 国内の他の酒類との比較 | 21 |
| | 発泡酒の税制を考える会の要望 | 22 |
| 6 | ビール・発泡酒・新ジャンル商品の税金 | 23 |

1 日本の酒税の歴史

日本の酒税の変遷

日本の酒税の歴史は古く幾多の変遷を経て現行の酒税法へ

酒税の歴史は古く、酒類に対して初めて課税されたのは約670年前の室町時代といわれています。

江戸時代から明治にかけては、「酒株」といった酒造の免許税のようなものがありました。つまり、一定の保証金を納めさえすれば、誰でも酒を造ることができたのです。

その後、明治6年(1873年)の地租改正条例の制定により、全国統一的な税制として地租が導入されました。幕藩体制下に1500種類以上あった雑税の整理を行い、国税として酒類税、証券印紙税、煙草税、海関税等が残ったと記されていることから、酒税がいかにか古い「税」であるかがうかがえます。

第二次世界大戦後の昭和28年(1953年)、戦前に制定された旧酒税法が全文改正され、現行の酒税法が確立されました。

その後、酒税法は昭和37年(1962年)の改正を経て、平成元年(1989年)の大幅改正により、価格を課税標準として税額を算出する従価税制度と級別制度が廃止となりました。また同年には、すべての消費に広く薄く課税するという一般消費税が導入されました。

酒税は時の政府にとって「財政の玉手箱」であり続けた

酒税は明治時代以降、政府の財源として非常に貴重なものとなっていました。時には、軍備拡張の財源に充てるための増徴も行われました。そのため、明治25年(1892年)には酒税による歳入は地租に次いで24%を占めるほどでした。

酒税法が大きく変化したのは日清戦争後の明治29年(1896年)のことでした。日清戦争に勝利した後、日露戦争の軍事費調達のため増税が行われたのです。特に、酒は増税の狙い打ちの対象となり、酒造税法が制定されることとなります。この酒造税法の特徴は、免許税が廃止され、造石税に一本化されたことです。また同時に、税率は大幅に引き上げられました。

「造石税」とは、酒造りが終わった時点で酒造業者に課される酒税制度です。つまり、酒造業者は酒の売れ行きにかかわらず、納める酒税が年額で決定していたのです。政府は、造石税という制度により、酒税を確実な財源として確保することができました。そのため酒税は、日露戦争、第一次世界大戦期まで、度々引き上げられることとなります。

さらに、明治34年(1901年)には、麦酒税(ビール税)が導入され、酒税は地租を抜き、国税で最も大きな税収となりました。政府によって酒税の増税が図られ、それが容易に実現したのは、酒税が「財政の玉手箱」と呼ばれたように、確実に徴収できる税であったためです。

当時の国税の中では、地租も大きな税収でしたが、帝国議会では地主が選挙権者であり、議員に地主も多かったため、地租の引き上げは、政治的には容易ではなかったようです。つまり、少ない酒造業者を相手にする方が、数ではるかに勝る地主を相手にするより容易だったのです。

1 日本の酒税の歴史

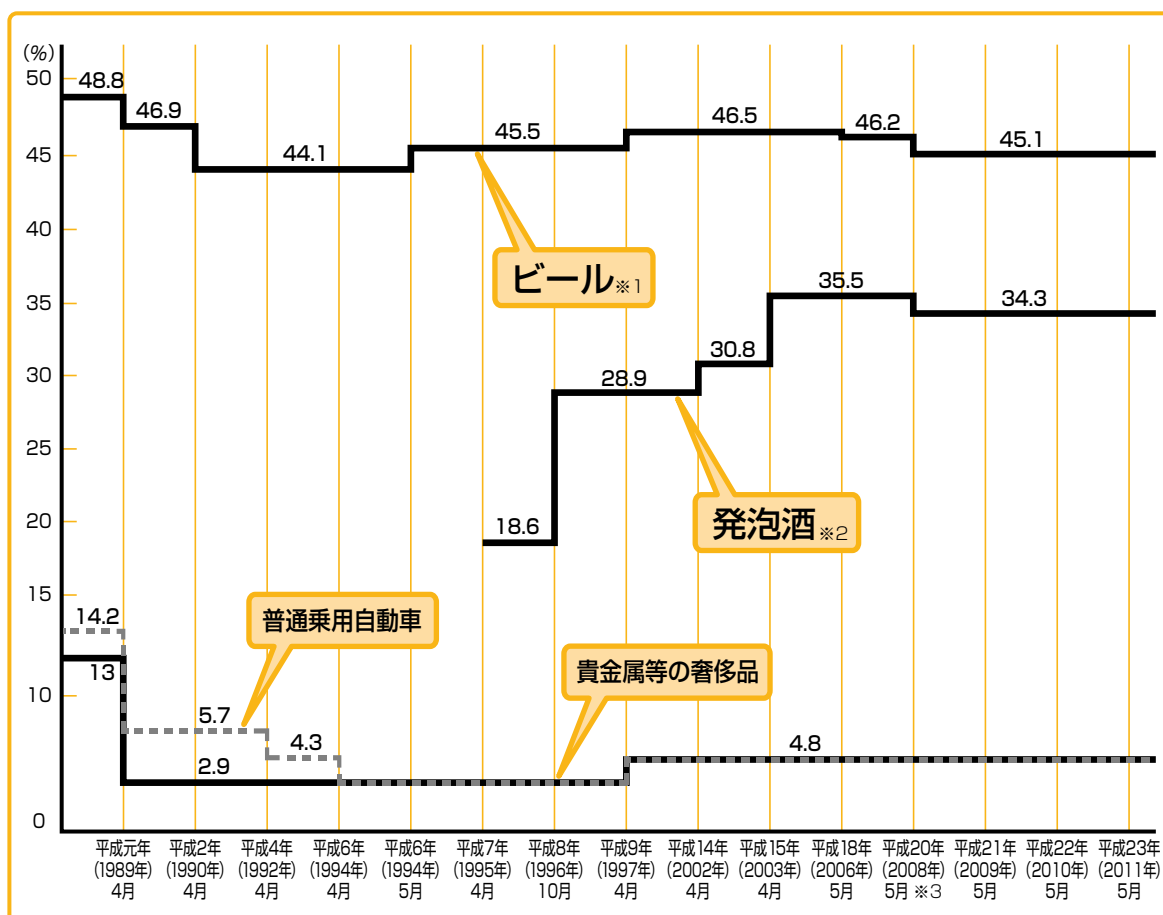
日本の酒税の変遷

ビールはたばこと同様いまだ「贅沢な嗜好品」と見なされている

昭和19年(1944年)には、併課していた造石税と蔵出税のうち、造石税を廃止し、蔵出税のみとしました。「造石税」が酒造りが終わった時点で課税されるのに対し、「蔵出税」は、蔵の中にある間は課税されず、出荷(商品化)された時点で課税される制度です。

昭和18年(1943年)から採用されていた酒類の級別制度が、昭和37年(1962年)には、清酒、ウイスキー、フランデーにのみ残され、平成元年(1989年)の税制改革でウイスキー、フランデーの級別制度は廃止されました。日本酒は、特級のみ廃止でした。平成4年(1992年)には、日本酒の級別制度も廃止となりました。

平成元年(1989年)の酒税法の大幅改正により、従価税制度と級別制度が廃止となりました。また同年、物品税が廃止され、その代わりに消費税が導入されました。これによって、自動車、貴金属、電化製品などの税額が低減される一方で、酒税はたばこなどと同様、高い税率のまま残り、今日でも、消費税との二重課税というかたちで徴収されています。「ビールは贅沢な嗜好品」という明治政府の認識が、今でもそのまま続いていると言えます。



■希望小売価格に占める税負担率の推移(一般消費税と個別消費税の合計)

資料:ビール酒造組合調べ

※1 ビールは大びん(633ml)の代表的小売価格に占める比率

※2 発泡酒は缶(350ml)の代表的小売価格に占める比率

麦芽比率25%未満の商品の数値

※3 メーカーの価格改定

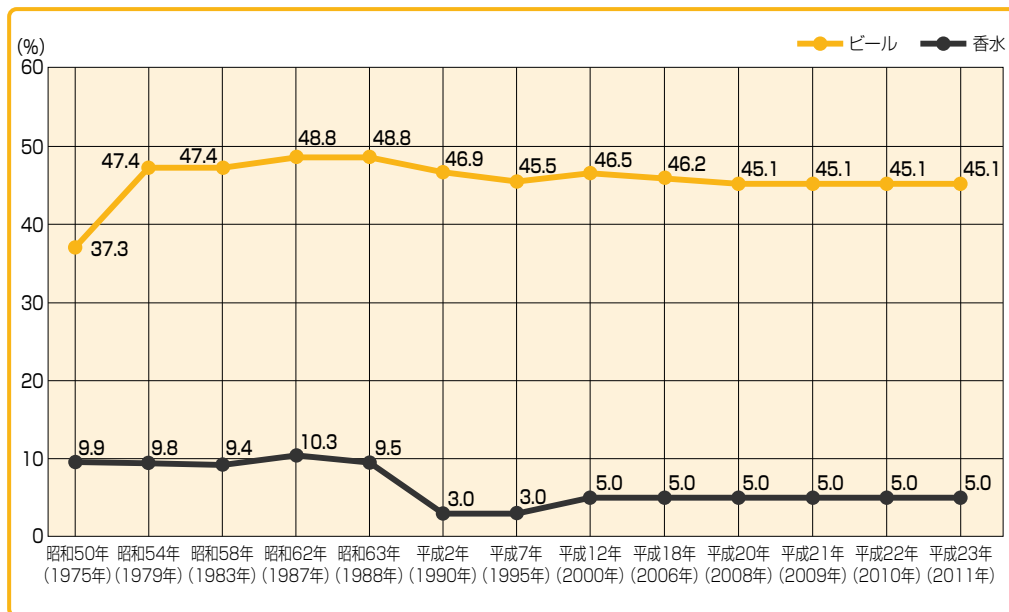
Column

香水にかかる税金は20本に1本、ビールは2本に1本

香水には、かつて「物品税」が課せられていました。この税制度は、消費税導入とともに廃止されました。その他「物品税」が課せられていたものとしては、貴金属類・車類・高級家電製品類・化粧品類・砂糖類などが挙げられます。いわゆる、「嗜好品」「贅沢品」として認識されるようなものに、税金が課せられていたこととなります。

香水の物品税率は10%前後の水準で保たれていました。香水を10本購入すると、うち1本が税金である割合になります。これは、ビール酒税率と比較した場合、ビール酒税率は50%弱であり、ビールを購入する場合には、およそ2本に1本は税金である割合になります。

ビールと同じように身近な存在である香水が「贅沢品」から外される一方、ビールはいまだ「贅沢品」に留め置かれてしまっています。



■ビールと香水に対する税率の推移

資料:財務省「財政金融統計月報」

※1998年以降のビール酒税に消費税が含まれるため、香水に課される税についても1998年以降は消費税を示してある。

※ビールは希望小売価格における大びん1本当たりの税額。

ビール酒税の歴史

全酒類中ビール・発泡酒にかかる税金は約6割になる

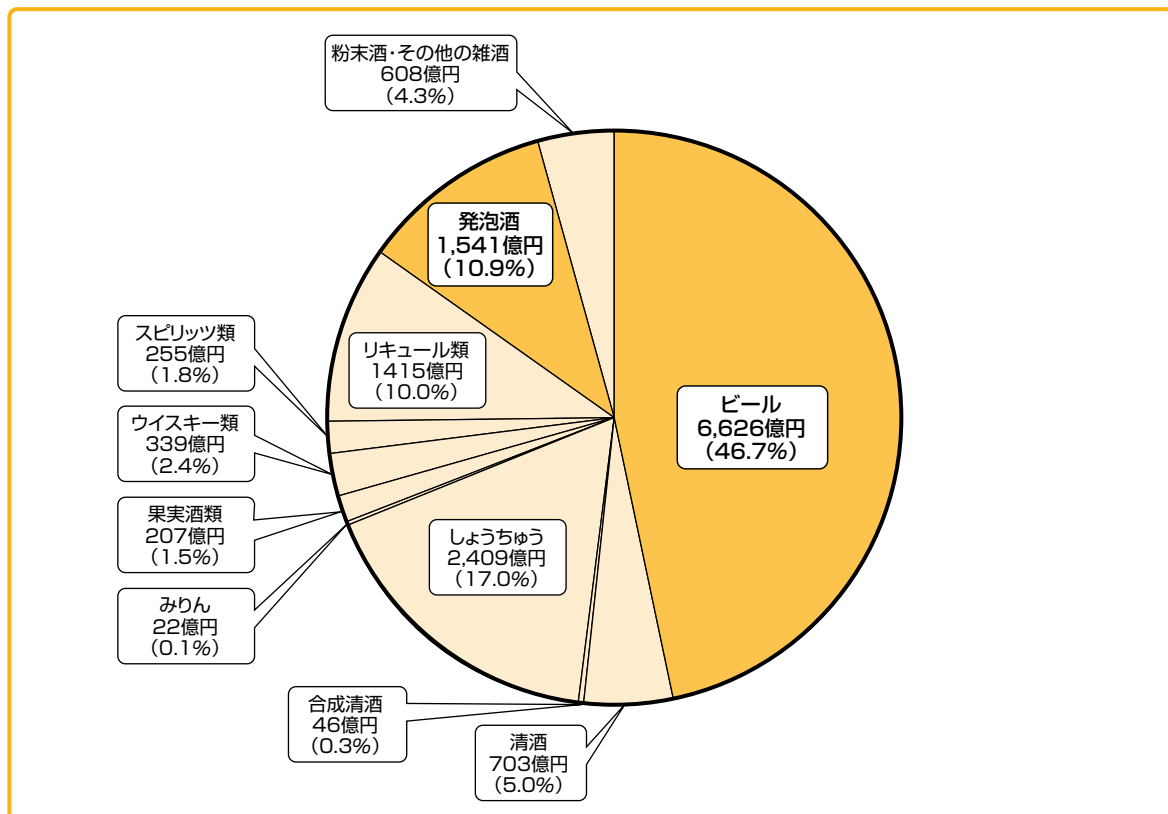
もともとビールには、酒税が課せられていませんでした。

しかし、明治33年(1900年)の北清事変(義和団の乱)を発端に、政府は翌34年(1901年)、軍備増強の名目で、それまで清酒にのみ課税していた酒税を、ビールにも課す「麦酒税(ビール税)」を導入しました。その結果、資金力の小さな醸造所は淘汰され、ビール業界は再編されることとなります。

酒類全体の課税移出数量(国産酒)は、国税庁が発足した昭和24年(1949年)には49万9,000キロリットルでしたが、年々増加の一途をたどり、平成6年(1994年)には20倍近くの975万2,000キロリットルと史上最高を記録しました。増加にはビールの消費量が飛躍的に伸びたことが大きく貢献しています。

そのビールの課税移出数量は、昭和24年(1949年)の13万7,000キロリットルから、ピーク時の平成6年(1994年)で708万6,000キロリットルと、その量は50倍以上の伸びとなっています。

平成21年(2009年)の酒税課税額を見ると、ビール・発泡酒にかかる税金は、全体の57.6%となっています。このことから、酒税が、ビール・発泡酒にかかる税金に大きく依存している現状が分かります。



■2009年度酒類各種の課税額(合計14,171億円)

資料:国税庁「酒のしおり」(平成23年3月)

1 日本の酒税の歴史

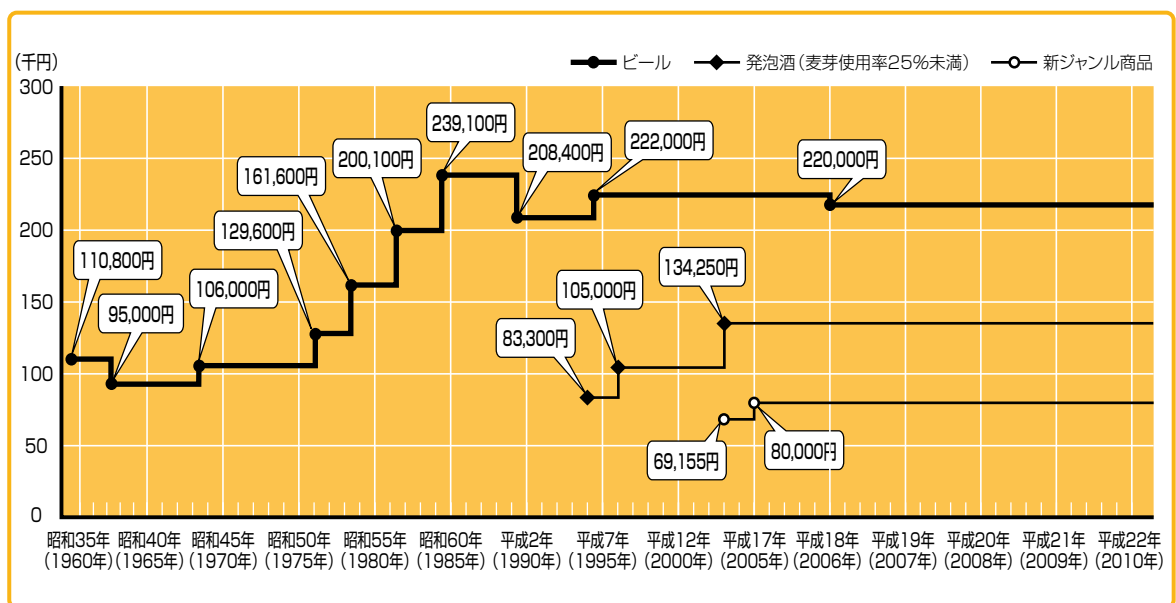
ビール酒税の歴史

税徴収の流れが「広く・薄く」の方向に進む中 ビール・発泡酒の酒税率は高止まりしたまま

ビールの酒税は、昭和50年代に4回増税されました。平成元年(1989年)の消費税制度が導入され、乗用車・貴金属・電化製品などの奢侈品への個別間接税は段階的に廃止されました。酒税においては従価税や級別制度の廃止により、実質清酒、ウイスキーは大幅な減税が行われました。しかしながら、ビールは消費税程度の減税は行われましたが、租税収入の確保のために、たばこ税、揮発油税とともに例外的に高い税率のまま残されました。

平成9年(1997年)の消費税引き上げ時には、ウイスキーの減税は行われましたが、ビール税の減税は行われず、酒税・消費税による税負担は、さらに高まり今日に至っています。

明治時代以降、高級嗜好品に高率の税金を課し、富裕層から高額を徴収するという流れは、次第に薄れつつあります。逆に、消費税に代表されるように、「いかに広く薄く税金を徴収するか」という方向に税の徴収の考え方が移行してきています。酒の税負担も、かなり低減されてきました。しかし、ビールと発泡酒は、消費量が多く、徴収額が多いこともあり、他の酒類に比べて、高い税率のまま据え置かれています。発泡酒に至っては、これまでに平成8年(1996年)と、同15年(2003年)の2回、増税されています。つまり、ビールと発泡酒の酒税だけが、時代の流れに逆行しているのです。



■ビール・発泡酒1キロリットル当たりの税率(円)

資料:ビール造組・発泡酒の税制を考える会調べ

参考) 日本における酒税制度等の沿革 (概要)

| 年 次 | 事 項 |
|----------------------------------|--|
| 明治4年(1871年)7月 | ・清酒、濁酒、醤油醸造鑑札収与並収税法規則の制定 |
| 明治8年(1875年)2月 | ・酒類税則の制定 |
| 明治13年(1880年)9月 | ・酒造税則の制定 |
| 明治26年(1893年)4月 | ・酒精営業税法の制定 |
| 明治29年(1896年)3月 | ・酒造税法の制定 |
| 明治34年(1901年)10月 | ・酒精及び酒精含有飲料税法の制定 |
| 明治34年(1901年)12月 | ・麦酒税法の制定 |
| 明治38年(1905年)1月 | ・酒造組合法の制定 |
| 昭和13年(1938年)4月 | ・酒類販売業が免許制度となる |
| 昭和14年(1939年)3月 | ・酒類の価格が統制価格となる |
| 昭和15年(1940年)3月 | ・酒税法の制定(造石税、庫出税の併課) |
| 昭和16年(1941年)11月 | ・酒税等の増徴等に関する法律の制定 |
| 昭和18年(1943年)4月 | ・庫出税に級別差等課税制度を採用・酒類業団体の制定 |
| 昭和19年(1944年)4月 | ・造石税の廃止、庫出税のみとなる |
| 昭和22年(1947年)3月 | ・酒類業団体を酒類業組合法に改正 |
| 昭和23年(1948年)7月 | ・酒類業組合法の廃止 |
| 昭和24年(1949年)6月 | ・国税庁が発足 |
| 昭和28年(1953年)2月 | ・酒税法(現行法)の制定 ・酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(酒類業組合法・現行法)の制定 |
| 昭和35年(1960年)10月 | ・統制価格の完全廃止、基準販売価格制度となる |
| 昭和37年(1962年)4月 | ・酒税法の大幅改正(酒類の種類分類の改正、従価税制度の採用、申告納税制度の採用) |
| 昭和39年(1964年)6月 | ・基準販売価格制度の廃止(自由価格となる) |
| 昭和42年(1967年)6月 | ・登録免許税法の制定(酒類の製造、販売業免許にも登録免許税を課税) |
| 平成元年(1989年)4月 | ・酒税法等の大幅改正(級別制度の廃止、従価税制度の廃止、酒類の種類間の税率の見直し等、酒類の表示基準制度の創設) |
| 平成6年(1994年)4月 | ・酒税法の一部改正(ビールの製造免許にかかる最低製造数量基準の引下げ等) |
| 平成9年(1997年)10月 平成10年(1998年)5月 | ・酒税法の一部改正(WTO勧告に対応するためのしょうちゅう等蒸留酒に係る税率の見直し) |
| 平成12年(2000年)12月 | ・酒税法の一部改正(酒類の販売業免許の取消事由に、「酒類販売業者が未成年者飲酒禁止法の規定により罰金の刑に処せられた場合」の追加) |
| 平成15年(2003年)4月 | ・酒税法の一部改正(酒類等の検定制度の廃止等) |
| 平成15年(2003年)7月 | ・酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の制定(緊急調整地域における酒類小売業免許の付与等の制限、公正取引委員会への措置請求、酒類小売業者の経営の改善及び転廃業の円滑化のための措置)(時限立法) |
| 平成15年(2003年)9月 | ・酒税法及び酒類業組合法の一部改正(小売業免許の規制緩和の進展に伴い、免許の拒否要件の追加、酒類の表示に関する命令規定の整備、酒類販売管理者の選任規定の新設) |
| 平成18年(2006年)5月 | ・酒税法等の一部改正(酒類の税率適用分類を4種類に簡素化、一部酒類の定義を改正) |

資料:国税庁「酒のしおり」(平成23年3月)

2 ビール・発泡酒の定義と消費の実態

ビール・発泡酒・新ジャンルの定義

麦芽の使用量が3分の2以上ならビール

ビールの定義は、酒税法第3条第12号で以下のように定められています。

ビール

- ・麦芽・ホップ及び水を原料として発酵させたもの
- ・麦芽・ホップ・水及び麦その他政令で定める物品を原料として発酵させたもの
ただし、その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の十分の五を超えないものに限る

麦芽以外の原料の使用量が3分の1以上なら発泡酒

発泡酒の定義は、酒税法第3条第18号で以下のように定められています。

発泡酒

- ・麦芽又は麦を原料の一部とした酒類で発泡性を有するもの

新ジャンルは、①その他の醸造酒と②リキュールの2つに分類されます

新ジャンルの定義は、酒税法第23条第2項第3号で以下のように定められています。

新ジャンル

- ①その他の醸造酒(発泡性)
 - ・糖類・ホップ・水、および大豆・えんどう・とうもろこし等を原料として発酵させたもの
- ②リキュール(発泡性)
 - ・麦芽比率50%未満の発泡酒にスピリッツを加えたものでエキス分が2%以上のもの

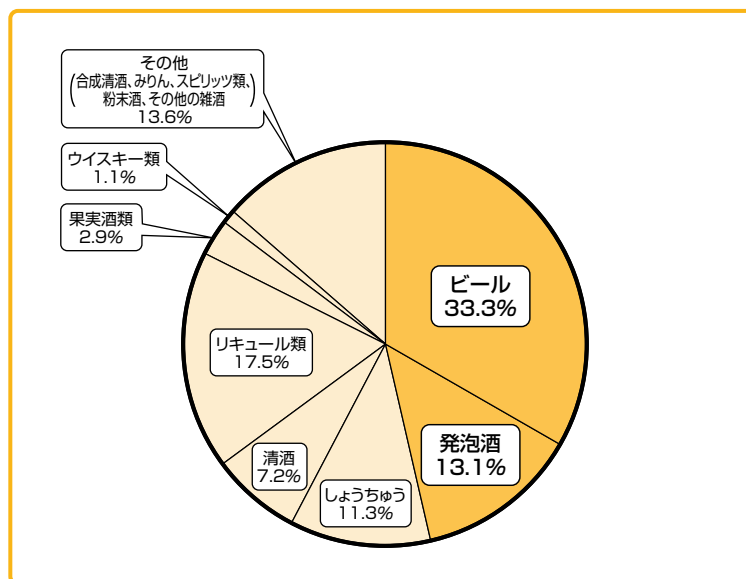
2 ビール・発泡酒の定義と消費の実態

ビール・発泡酒の消費の実態

ビール・発泡酒は最も支持を集めるアルコール飲料

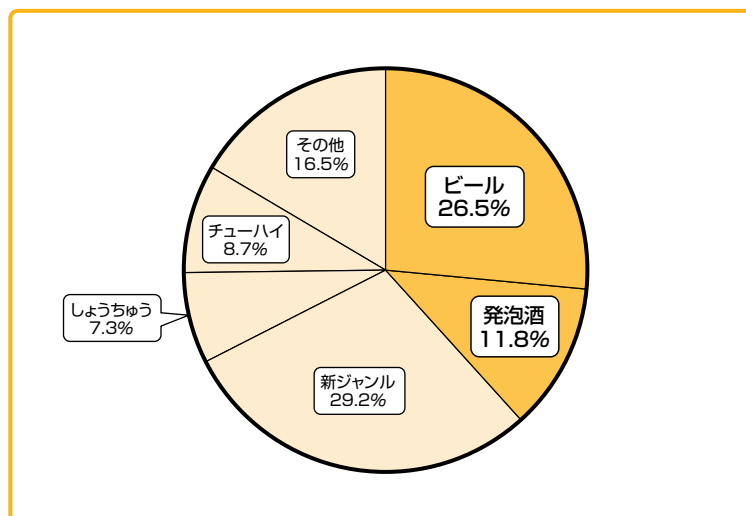
我が国の酒類販売(消費)数量を見ると、ビール(33.3%)と発泡酒(13.1%)の合計は、全体の半分近くを占め(46.4%)、多くの消費者から支持を集めていることが分かります。

家の中で最もよく飲む酒類では、ビール(26.5%)と発泡酒(11.8%)の合計は、全体の約半分近くとなり(38.3%)、両者は、最も身近なアルコール飲料として認知されていることが分かります。



■2009年度酒類販売数量の種類別比率

資料:国税庁「酒のしおり」(平成23年3月)



■家庭で一番よく飲むお酒の種類

資料:発泡酒の税制を考える会調べ(平成23年11月)

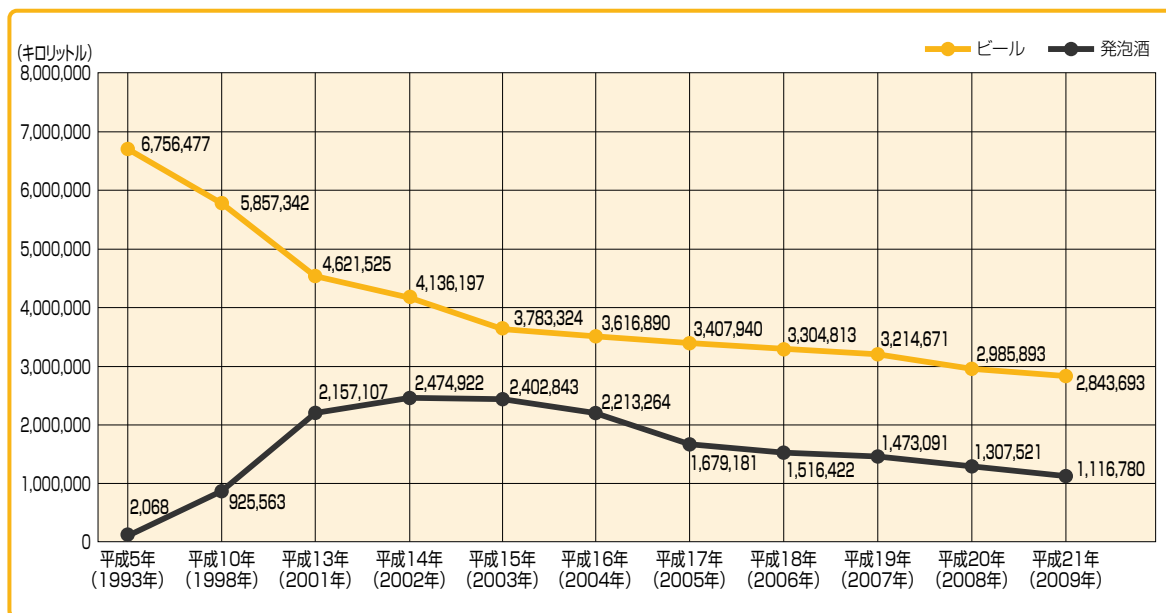
2 ビール・発泡酒の定義と消費の実態

ビール・発泡酒の消費の実態

ビールの消費量は漸減傾向 平成15年(2003年)の増税で発泡酒も初の前年割れ

ビールの消費量は、消費の嗜好やライフスタイルの多様化、発泡酒の登場などの影響で、最近の10年間で4割以上の落ち込みを見せています。一方、発泡酒の消費量は大きく伸び、ビールの消費量の6割を超える消費量(2003年度・2004年度)となっています。

2003年度には、初めて発泡酒が消費量を減らすこととなりました。これは同年における発泡酒の増税により、「低価格」という消費者にとっての魅力が薄れたためと考えられます。



■ビール・発泡酒の消費量の推移

資料:国税庁「酒のしおり」(平成23年3月)

2 ビール・発泡酒の定義と消費の実態

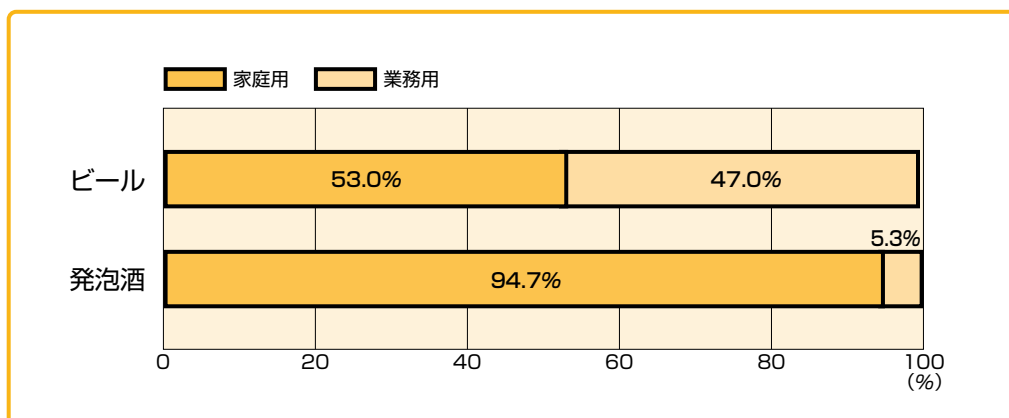
ビール・発泡酒の消費の実態

発泡酒は独自のカテゴリーを確立

発泡酒は、家庭用での飲用がほとんどです。(94.7%)

一方、ビールは業務用が40%以上を占めています。(47.0%)

発泡酒においては、ビールと異なる原料自由度の高さが着目され、製造各社のたゆまぬ研究開発・経営努力とあいまって健康志向や味覚領域拡大につながる様々なタイプの新商品が次々と開発されました。その結果、ビールとは異なる発泡性飲料として消費者の評価を確かなものにしてきました。



■ビールと発泡酒の利用シチュエーション比較

資料:ビール酒造組合・発泡酒の税制を考える会調べ(平成22年)

発泡酒の誕生後14年を経過し、消費者はTPOに応じてビールと発泡酒を飲みわけているとのデータからも、いまや「発泡酒」という独自のジャンルが確立されていると言えるでしょう。

3 ビールの税金

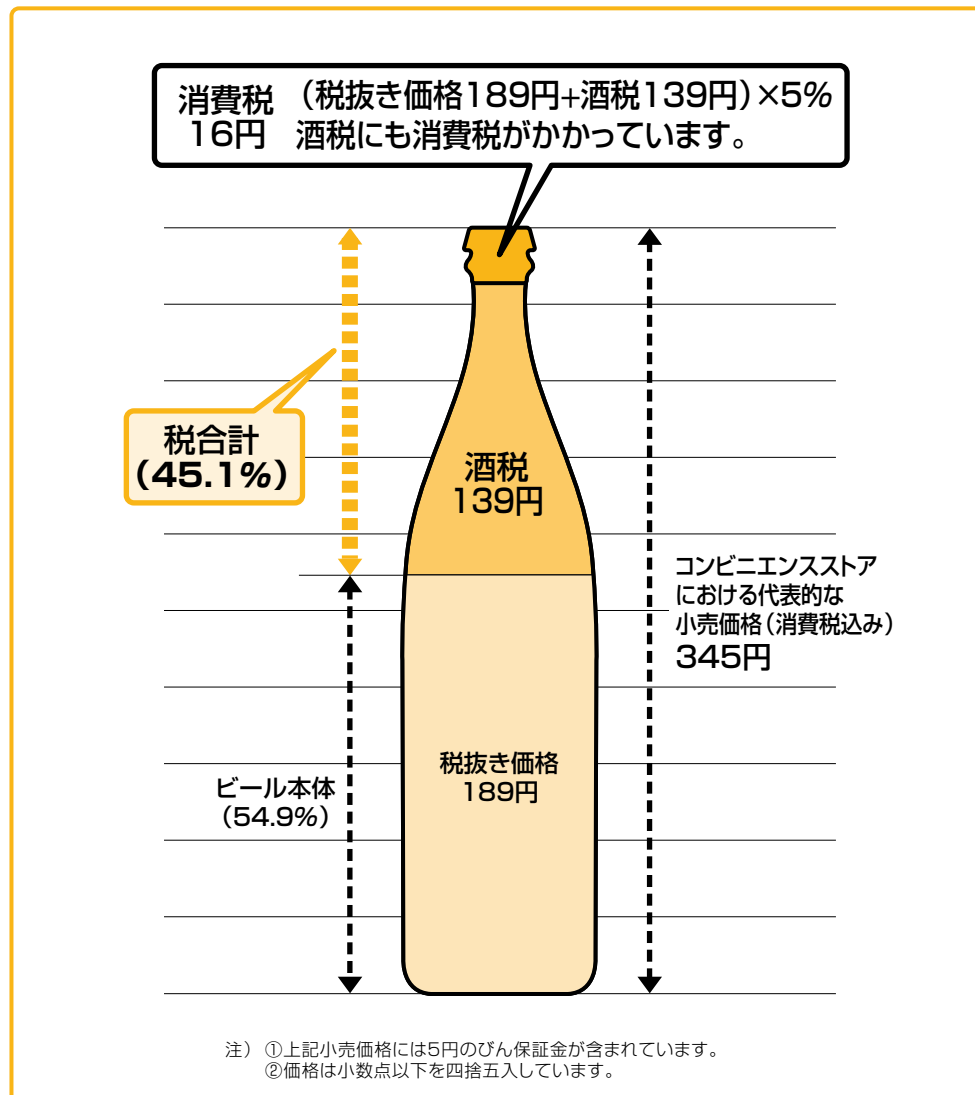
ビールの税金の現状

ビールの税額は小売価格の約半分

我が国で最も愛飲されているアルコール飲料のビールにかかる税額は、小売価格の約半分になっています。

その内訳を見ると、ビール大びん1本(633ml)の税負担は、酒税(個別消費税)139円(40.3%)と消費税(一般消費税)16円(4.8%)で(二重課税)、代表的な小売価格345円の45.1%に当たる155円となっています。

この税負担の割合は、すべての酒類の中で最も高率となっています。すべての消費に「広く薄く」課税する一般消費税導入後も、高率のままとなっています。



■ビール大びん(633ml)1本当たりの税負担

資料:ビール酒造組合調べ

3 ビールの税金

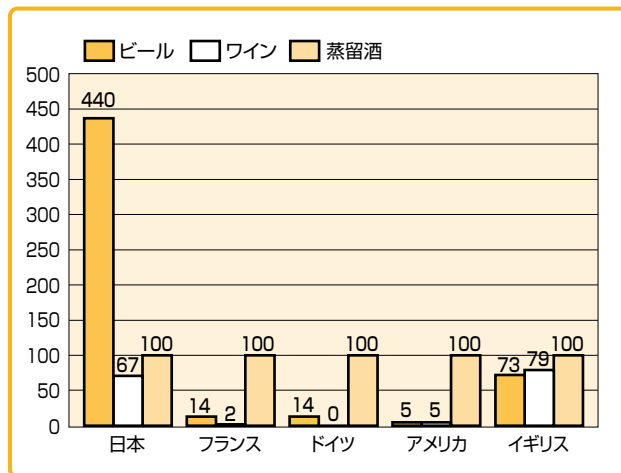
世界のビールの税金比較

日本のビール税率は突出して高く結果日本のビールは世界一高額

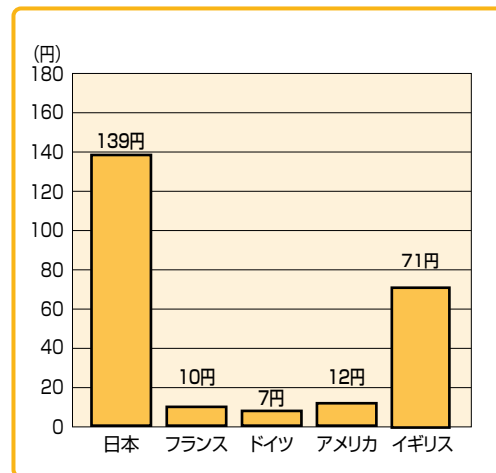
日本のビールにかかる税率は、国際的に見ても突出して高率・高額であり、アメリカと比較すると約12倍、フランスと比較すると約14倍、本場ドイツと比較すると約20倍という高額になっています。

欧米では、「ウイスキーなどの蒸留酒には高い税率、ビールやワインなどの醸造酒には低い税率をかける」のが一般的となっていますが、日本ではビールが最も高い税率を課せられています。

このことは当然ながら、ビールの小売価格にはね返り、結果、日本のビールは世界一高くなっています。



■主要国のアルコール1度当たりの酒税額指数(蒸留酒=100とした場合)



■主要国のビールの酒税(633ml比較)

資料:ビール酒造組合調べ(平成23年9月)

注) ① 邦貨換算は1ユーロ116.84円、1ドル80.73円、1ポンド129.78円(平成23年6月末時点のTTMLレートによる)。
② アメリカはニューヨークでの調査。

3 ビールの税金

他の酒類とビールの税金比較

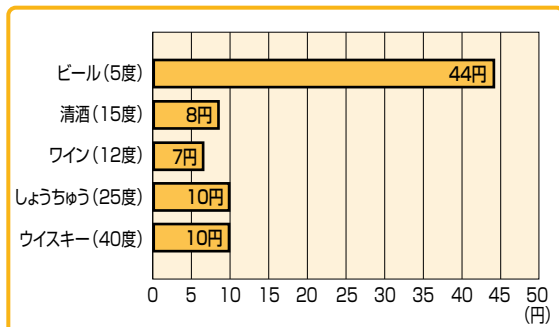
ビールの税率は高止まりをしており酒類の中で最も高く不公平

上述したように、日本では、すべての酒類の中でも、ビールに最も高い税率が課されています。

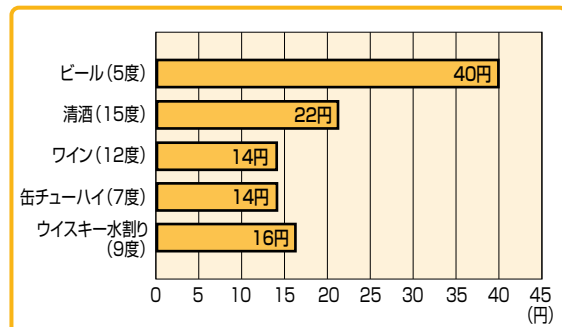
アルコール1度1リットル当たりの酒税額(消費者が、仮にそのお酒を1リットル飲用したとして、アルコール1度摂取するのに支払う酒税)を比べても、ビール(44円)は、蒸留酒である焼酎(10円)やウイスキー(10円)の4倍以上の税額を課されています。また、同じ醸造酒である清酒(8円)やワイン(7円)と比べても、税額の多さが際立っています。

コップ1杯(180ml)当たりの酒税負担額を比べると、ビール(40円)は他の酒類に比べ最も高額で、ワイン(14円)の3倍近くの金額になります。しかも、ビールはアルコール度数が低いため、一度に飲む量も多くなります。つまり、一度の飲酒で消費者が負担している酒税は、他の酒類と比べて、突出して高額になっています。

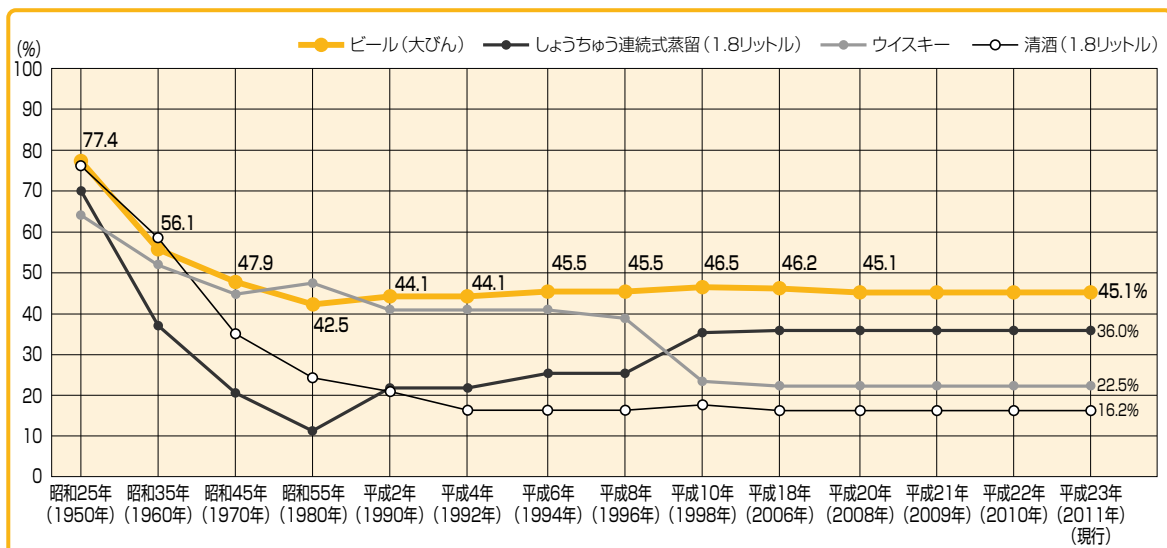
我が国の酒税は、もともと高く設定されていました。また、アルコール飲料が大衆化するにつれて、税率は徐々に低減されてきました。しかし、その中においてビールは、最も税率の低減が進んでいないアルコール飲料になっています。



■アルコール1度当たりの酒税額比較 資料:ビール酒造組合調べ



■コップ1杯(180ml)当たりの酒税額比較 資料:ビール酒造組合調べ



■酒税などの負担率の推移

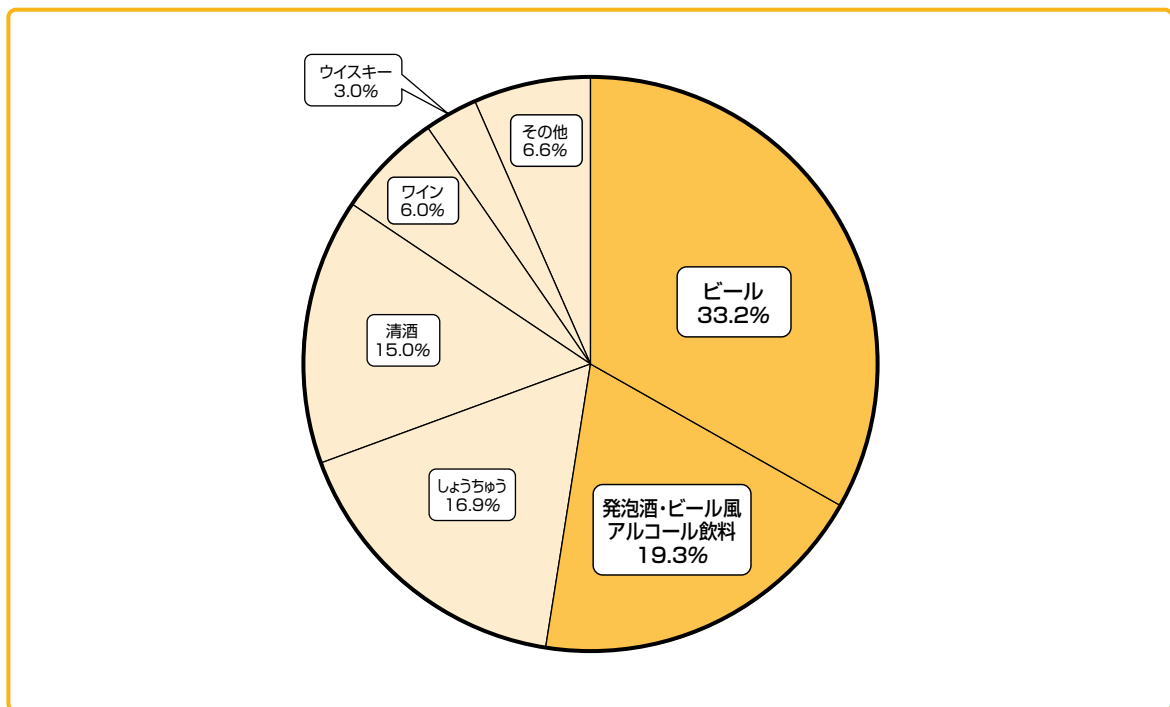
資料:国税庁「酒のしおり」(平成23年3月)
90年以降は酒税+消費税
ウイスキーは平成6年までアルコール43度、以降は40度

ビールにかかる税金が家計に与える影響

購入金額で第1位のビールの税率が高いことは家計を直撃

総務省統計局の「平成22年(10年)家計調査年報」によると、主なアルコール飲料の一世帯当たりの年間購入金額の合計は約38,000円で、そのうちビールは33.2%(12,626円)となっています。

アルコール飲料中1位のビールの税率が高いことは、言うまでもなく家計に大きな影響を及ぼしています。



■家計調査における主要酒類の年間購入金額の比率

| | ビール | 発泡酒・ビール風 アルコール飲料 | しょうちゅう | 清酒 | ワイン | ウイスキー | その他 | 合計 |
|---------|--------|---------------------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 購入金額(円) | 12,626 | 7,361 | 6,439 | 5,700 | 2,267 | 1,153 | 2,500 | 38,046 |

■家計調査における主要酒類の年間購入金額

資料:総務省統計局HP「家計調査平成22年年報 統計表」

ビール酒造組合の要望

私たちは、ビール酒税の大幅な減税を要望します

ビールは、現在わが国において、全酒類消費量の約33%を占める低アルコール飲料として広く消費者層に愛飲されています。このようなビールに対し、永年にわたり極めて高率・高額な酒税が課せられてきており、消費者の負担は極めて高いものになっています。

日本におけるビール酒税は、国内の他の酒類に比べ突出して高く不公平です。さらに、諸外国と比較して極めて高くなっています。（ドイツの20倍、フランスの14倍、アメリカの12倍）

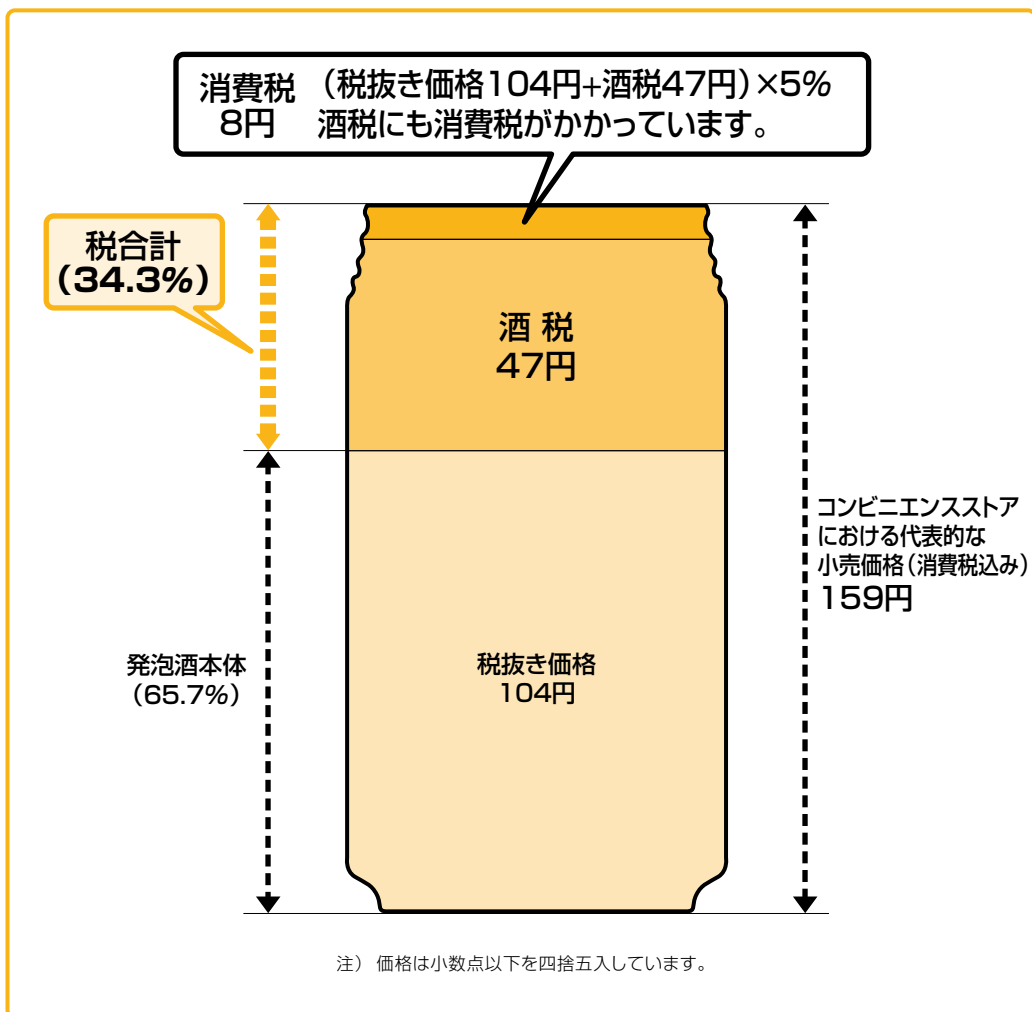
4 発泡酒の税金

発泡酒の税金の現状

発泡酒3本飲んだら1本が税金

我が国でビールの次に愛飲されているアルコール飲料の発泡酒にかかる税額は、小売価格の34.3%に及び、3本の発泡酒を飲むとそのうち1本は税金という計算になります。

その内訳を見ると、発泡酒350ml缶1缶の税負担は、酒税(個別消費税)47円(29.6%)と消費税(一般消費税)8円(5.0%)で(二重課税)、代表的な小売価格159円の34.3%に当たる55円となっています。



■発泡酒350ml缶1缶当たりの税負担

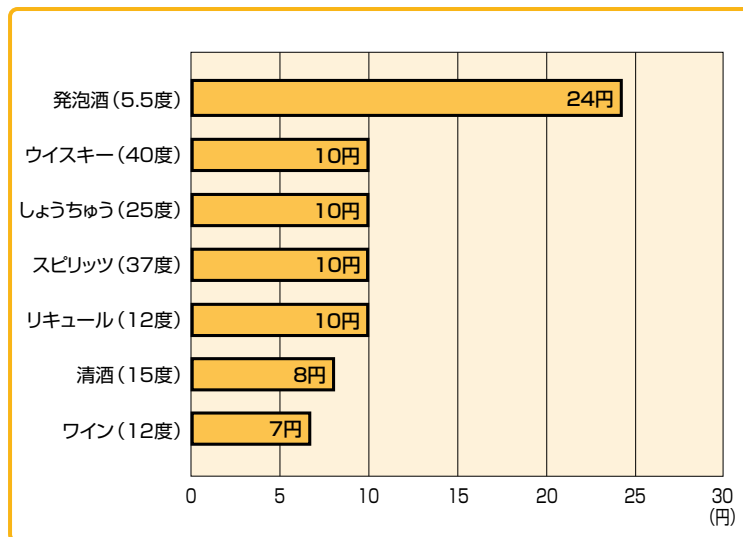
資料:発泡酒の税制を考える会調べ

4 発泡酒の税金

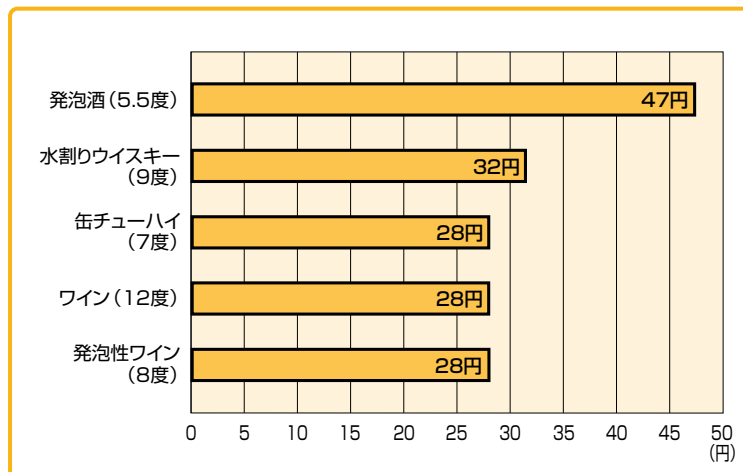
他の低アルコール飲料と発泡酒の税金比較

発泡酒の酒税は国内の他の酒類と比較して極めて高く 不公平なものとなっています

アルコール1度1リットル当たりの酒税額を比べても、発泡酒(24円)はビール(44円)に次いで高く、醸造酒である発泡酒は蒸留酒の2倍以上と群を抜いて高額です。



■アルコール分1度1リットル当たりの酒税額比較 資料:発泡酒の税制を考える会調べ



■350ml当たりの酒税額比較 資料:発泡酒の税制を考える会調べ

4 発泡酒の税金

発泡酒の増税が及ぼした影響

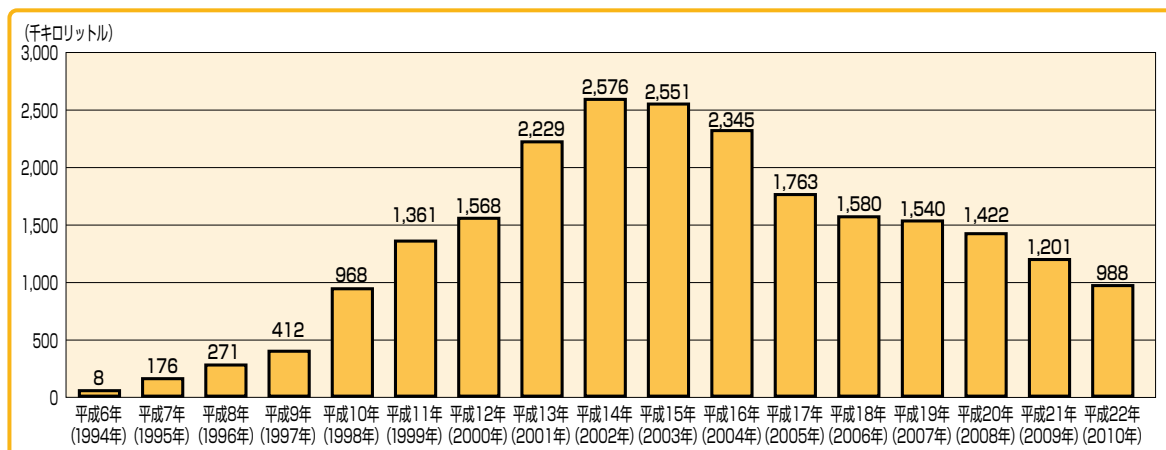
平成15年(2003年)5月の増税で初の年間販売数量減を記録

平成6年(1994年)に市場に投入され、味覚と価格のバランスが消費者に大いに支持され、右肩上がり販売(消費)数量を伸ばしてきた発泡酒ですが、平成15年(2003年)5月の増税の影響で、年間販売数量で初の前年割れを記録しました(平成15年)。

発泡酒には、これまでに2度(平成8年10月、平成15年5月)の増税が行われています。平成8年(1996年)の増税の時には、税率の低い麦芽比率25%未満の発泡酒が開発・販売されたことにより、増税の影響を免れることができました。しかしながら、平成15年(2003年)の増税の時は、業界としても打つ手が見当たらず、初の前年割れに追い込まれました。

平成15年(2003年)5月の増税の翌年の平成16年(2004年)6月に、「発泡酒の税制を考える会」が行った調査(「ビール・発泡酒の飲用動向と税金に関する調査」)によると、20.8%の人が発泡酒の飲む量を減らし、3.0%の人が他のアルコール飲料の飲用に切り替えたと回答しています。特に、発泡酒愛飲家では、飲む量を減らした人が24.4%と多くっており、増税によって4人に1人の割合の発泡酒愛飲家が発泡酒の飲み方を変えたことが分かります。

また、発泡酒を飲む量を減らしたり、飲むのをやめた人のうち、約半数が発泡酒の代わりに飲む量が増えたお酒があり、焼酎(49.7%)やチューハイ(34.0%)などにユーザーが流れているのが分かりました。



■ 発泡酒課税数量推移

資料:発泡酒の税制を考える会調べ

| | | (酒税額/kl) | | | |
|-----|------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 麦芽比率 | 平成6年(1994年)10月 | 平成8年(1996年)10月 | 平成15年(2003年)5月 | 平成18年(2006年)5月 |
| ビール | 67%以上 | 222,000円 | 222,000円 | 222,000円 | ◇220,000円 |
| | 67%未満50%以上 | 152,700円 | ◆222,000円 | 222,000円 | ◇220,000円 |
| 発泡酒 | 50%未満25%以上 | 152,700円 | 152,700円 | ◆178,125円 | 178,125円 |
| | 25%未満 | 83,300円 | ◆105,000円 | ◆134,250円 | 134,250円 |

■ 発泡酒の税率の推移

資料:発泡酒の税制を考える会調べ
◆増税部分 ◇減税部分

発泡酒の税制を考える会の要望

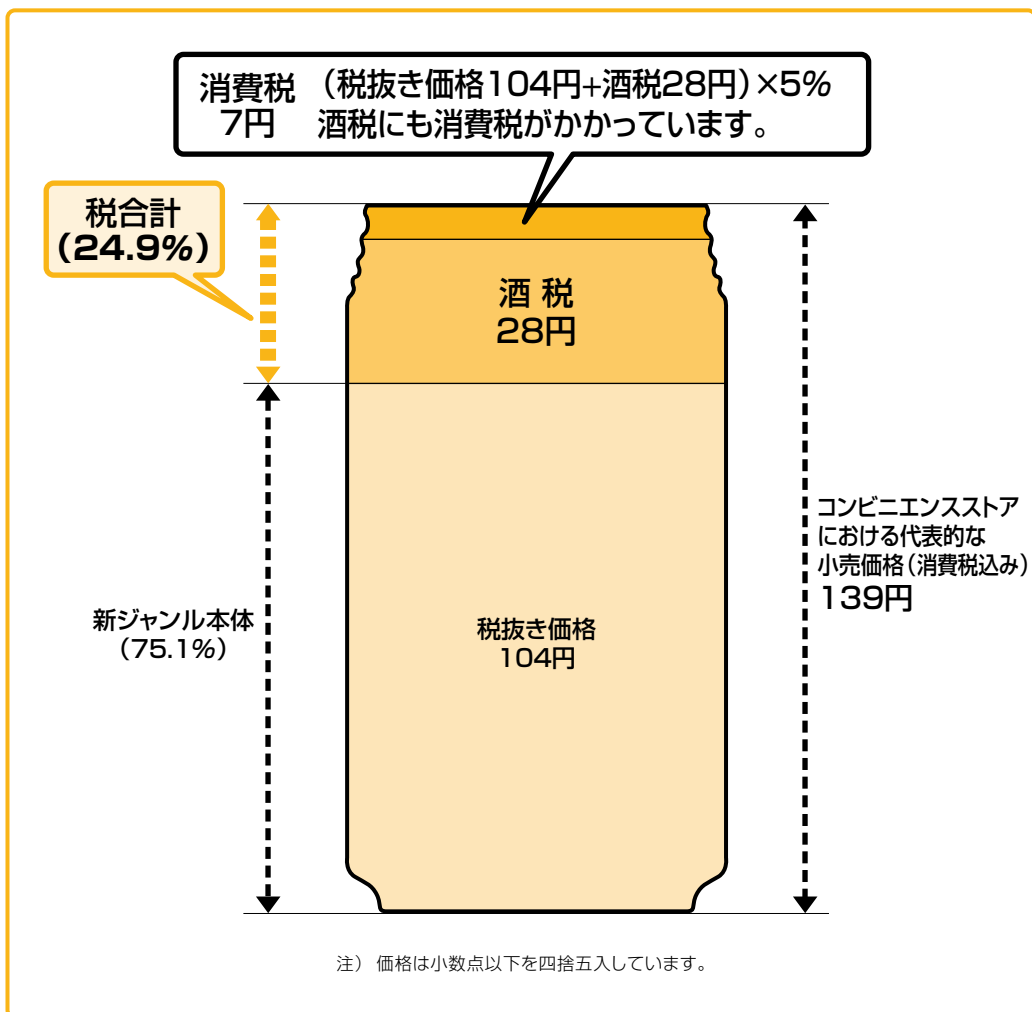
私たちは、発泡酒酒税の減税を要望します

発泡酒は、誕生以来、今日に至るまで加盟各社のたゆまぬ企業努力により、品質も向上し、庶民の酒として広く愛飲されていますが、発泡酒の酒税は他の酒類に比べ高率・高額であり、不公平です。

発泡酒は主として家庭で愛飲され、
またビールでは難しい多様な商品の開発により、
独立したジャンルとして消費者の支持を頂いています。

5 *新ジャンル商品の税金

新ジャンル商品の税金の現状



■新ジャンル350ml缶1缶当たりの税負担

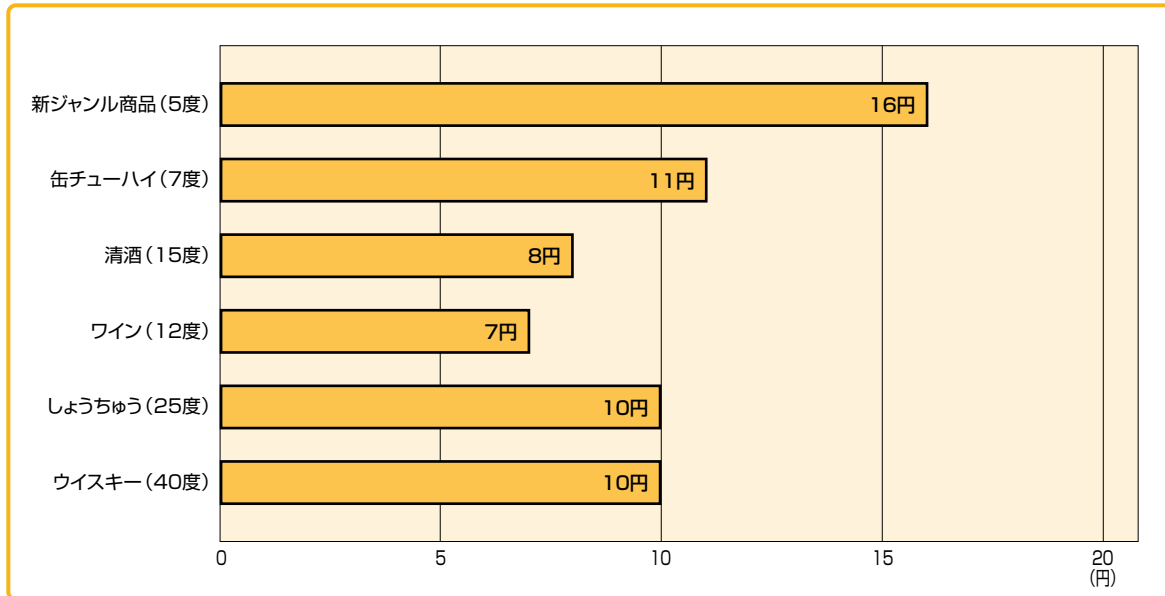
資料:発泡酒の税制を考える会調べ

* 新ジャンル商品とは「その他の醸造酒(発泡性)①」と「リキュール(発泡性)①」(酒税法第23条第2項第3号のイおよびロに規定された酒類)のことをいいます。

5 新ジャンル商品の税金

国内の他の酒類との比較

新ジャンル商品の酒税は国内の他の酒類と比較して高く、不公平なものとなっています



■アルコール1度1リットル当たりの酒税額比較

発泡酒の税制を考える会の要望

私たちは、平成18年に増税された
新ジャンル商品の酒税の据え置きをを要望します

新ジャンル商品のは家庭で愛飲され、
値ごろ感のある家計に優しいお酒として
消費者の支持を頂いています。

6 ビール・発泡酒・新ジャンル商品の税金

ビール酒造組合・発泡酒の税制を考える会の要望

ビール・発泡酒・新ジャンル商品は国内の他の酒類と比較して極めて高率・高額な酒税が課せられています。

また、国際的に見ても非常に高額な負担となっています。

私たちは、

- ビール酒税の大幅な減税を要望します。
- 発泡酒酒税の減税を要望します。
- 新ジャンル商品の酒税の据え置きを要望します。

ビール・発泡酒・新ジャンル商品の極めて高率・高額な酒税には、さらに消費税が課せられています。(タックス・オン・タックス)

私たちは、

- 消費税率の引き上げが行われる場合には、酒税の大幅な減税により、ビール・発泡酒・新ジャンル商品愛飲者の現在の高率・高額な税負担を軽減する措置を強く要望します。

この件に関するお問い合わせ

ビール酒造組合

〒104-0031 東京都中央区京橋2-8-18
TEL.03-3561-8386 FAX.03-3561-8380
<http://www.brewers.or.jp>

発泡酒の税制を考える会

〒104-0031 東京都中央区京橋2-8-18
TEL.03-5159-9866 FAX.03-5159-9925
<http://www.happoshu.com>